

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例及び寒川町指定地域密着型
介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 9 号

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例及び寒川町指定
地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部を改正する
条例

(寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例(平成 25 年寒川町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 69 条第 6 号中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

(寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 寒川町指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例(平成 25 年寒川町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。